

議案第121号

福岡市議会事務局条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月25日

福岡市議会
議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

中島 まさひろ

打越 基安

山口 剛司

三角 公仁隆

田中 しんすけ

橋田 和義

飯盛 利康

とみなが 正博

倉元 達朗

落石 俊則

阿部 真之助

楠 正信

森 あや子

中山 郁美

田中 丈太郎

理由

この条例案を提出したのは、議会事務局の機構整備に伴い、事務局職員の定数を改める必要があるによる。

福岡市議会事務局条例の一部を改正する条例

福岡市議会事務局条例（昭和33年福岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「40人」を「41人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。